

## 建築基準法 行政庁の取扱い等のご案内

### ●建築基準法の取扱いを公開しているwebsiteを紹介します

- 大阪市** 大阪市建築基準法取扱い要領<http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/page/0000021604.html>  
建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取扱いについて(手引書)  
<http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/page/0000016355.html>
- 豊中市** 豊中市建築基準法解釈・取扱集  
[http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/kenchiku\\_kaihatsu/kentiku\\_kijunho/index.html](http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/kenchiku_kaihatsu/kentiku_kijunho/index.html)
- 京都市** 京都市建築実務法令ハンドブック(平成24年2月17日改定)<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000115345.html>
- 神戸市** 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例  
[http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/comment/urban/anzen/anzen\\_kisoku.html](http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/comment/urban/anzen/anzen_kisoku.html)  
神戸市確認審査基準解説<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/rule/shinsakijun.html>  
神戸市主事取扱要領<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/rule/shujiyouryou.html>
- 西宮市** 西宮市建築基準法取扱い基準<http://www.nishi.or.jp/contents/00012920000500037.html>
- 芦屋市** 「地盤面の設定」の取扱い基準<http://www.city.ashiya.lg.jp/kenchikushidou/shinkijun.html>
- 明石市** 小屋裏物置の取扱い[http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken\\_anzen\\_ka/kentikusinsa/atukai.html](http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/kentikusinsa/atukai.html)
- 兵庫県** 建築確認申請等の手引き[http://web.pref.hyogo.jp/wd31/wd30\\_000000060.html](http://web.pref.hyogo.jp/wd31/wd30_000000060.html)
- 滋賀県** 滋賀県内建築法取扱基準  
<http://www.pref.shiga.jp/h/kenchiku/kenchikushidoushitu/toriatukaikijyunn/toriatukaikijyunn.html>

※弊社website支店からのお知らせ>かわら版7月号のページにて、リンクを張っています※最新の情報をご確認下さい！

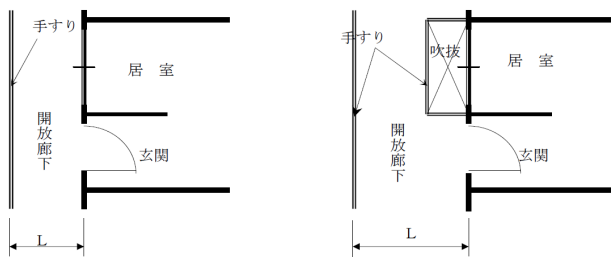
### 取り扱いの異なる例として、居室の採光について考えます

大阪府(建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集第6版、令20条2項関連)「2-20縁側等に面する場合の採光補正係数」で、  
・吹きさらしの廊下等、自動車車庫等について、扱いを定めています

1.屋内廊下形状の縁側	0.9m未満……………100% 0.9m以上～2m以下…70% 2m超…縁側を室として取り扱う
2.吹きさらしの廊下 バルコニー等	2m以下…100% 2m超～4m以下…70%
3.自動車車庫、駐輪場等	2m以下…100% 2m超～4m以下…70%

大阪市(以下、大阪市建築基準法取扱い要領より抜粋)は、大阪府での取り扱いに準じています。

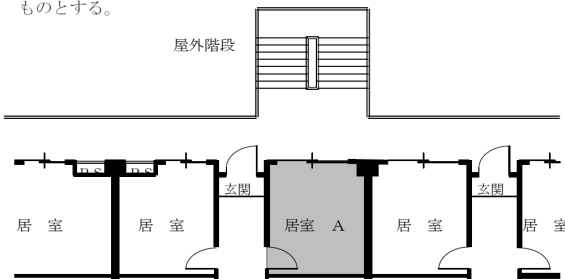
幅員の広い開放廊下やベランダに面した居室の有効採光面積の取り扱いは下図による。(住宅の1階に設けられた前面開放型の車庫も同様に取り扱うこととする。)



- ① Lが2.0m以内の場合は、開口面積×1.0とする。
- ② Lが2.0mを超え4.0m以内の場合は、開口面積×7/10とする。
- ③ Lが4.0mを超える場合は、0とする。

居室の前に屋外階段がある場合について規定しています(採光0)

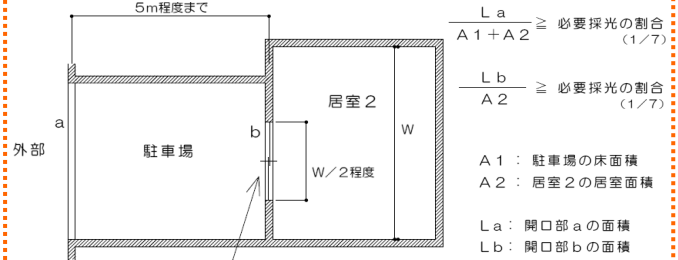
下図のように居室Aの開口部に前に屋外階段がある場合、有効採光はみられないものとする。



ガラスブロックの採光については、通常の窓と同様に扱うが、  
二重のガラスブロックは採光ゼロとみなしています。

一方、豊中市(以下、豊中市建築基準法解釈・取扱集より抜粋)では、一戸建ての住宅の駐車場について、別途取り決めています  
○2室採光(駐車場+居室)

(一戸建住宅のみ)

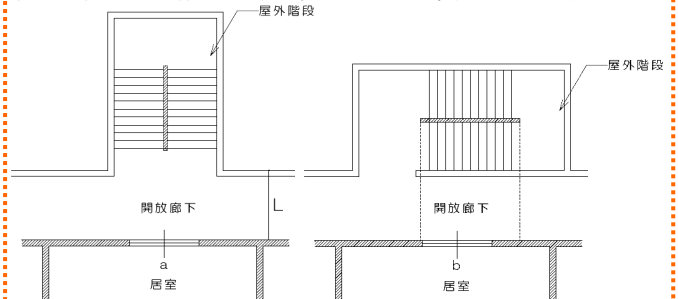


$$\frac{L a}{A 1 + A 2} \geq \text{必要採光の割合 (1/7)}$$

$$\frac{L b}{A 2} \geq \text{必要採光の割合 (1/7)}$$

A 1 : 駐車場の床面積  
A 2 : 居室2の居室面積  
L a : 開口部 a の面積  
L b : 開口部 b の面積

居室の前に屋外階段がある場合について規定しています



- aの窓の採光  
L ≤ 2m : 70% (屋外階段の腰壁がたて格子の場合100%)  
2m < L ≤ 5m : 49% (屋外階段の腰壁がたて格子の場合70%)  
L > 5m : 不可
- bの窓の採光 不可

ガラスブロックの採光については、通常の窓と同様に扱うが、  
二重のガラスブロックは、7/10の採光を有するとみなしています。

## 建築基準法 行政庁の取扱い等のご案内(つづき)

### ●websiteによる公開がない取扱い

大阪府 「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集 第6版」  
京都府 「京都建築法令ハンドブック」「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」  
奈良県 「奈良県建築基準法等の取り扱いの手引き(改定版)」  
和歌山県 「和歌山県下における建築基準法質疑応答集」

## 行政に関する情報

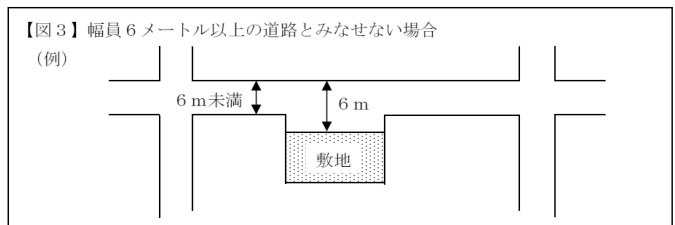
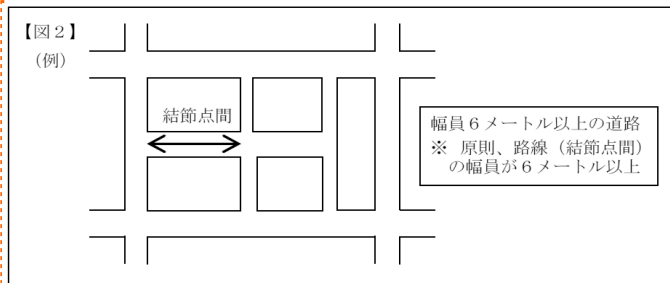
### ●中間検査特定工程の指定状況を更新しました

近畿圏では、兵庫県(6/20申請受付分～)・神戸市(6/1申請受付分～)は新しい告示が適用されます  
[http://www.j-eri.co.jp/gyoumu/inspect\\_main.html](http://www.j-eri.co.jp/gyoumu/inspect_main.html)

### ●東京都建築安全条例の運用について(技術的助言)

東京都建築安全条例は建築基準法や建築基準法施行令に基づく制限の附加などを規定したものです  
東京都内に建築物(特に、条例第9条に定める特殊建築物)を計画する際は、条例、技術的助言とも必ずご確認ください  
[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/anzen\\_unyou.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/anzen_unyou.htm)

例)特殊建築物は前面道路幅員や接道長さの制限を受けますが(条例10条～10条の3)、さらに詳しく助言しています



東京都建築安全条例の運用について(技術的助言)(H24.6.1公開)より抜粋

## 大阪セミナー開催のご案内

詳しくは、ウェブサイト内「支店からのお知らせ」をご覧ください  
[http://www.j-eri.co.jp/siten/siten\\_026.html](http://www.j-eri.co.jp/siten/siten_026.html)

### ●@ERI倶楽部大阪セミナー

9/5(水)15:00～17:00 11/5(水)15:00～17:00 開催のご案内  
確認申請・よくある疑問にお答えします(意匠編・構造編・設備編)

### ●大阪出張セミナー開催のご案内

出張講座として弊社講師を派遣し、右記9講座のセミナー  
をご案内いたします。お気軽にお申込みください。  
1講座2時間程度、随時申込受付中です。  
会場はご提供頂くか、弊社会議室(30名収容・無料)をご利用下さい。

## 出張セミナー 講座案内

- 【1】建築確認申請・よくある疑問にお答えします  
(意匠・構造・設備編)
- 【2】天空率・入門講座
- 【3】避難安全検証法・入門講座
- 【4】既存不適格建築物の増改築(意匠・構造編)
- 【5】一貫構造計算ソフトSS3 利用に関する留意点(構造編)
- 【6】建築確認手続きの運用改善(構造編)
- 【7】わかりやすい建築士法解説 \* ERIAカデミー協力
- 【8】住宅性能評価&長期優良住宅 入門講座(戸建住宅編)
- 【9】住宅性能評価&長期優良住宅 入門講座(共同住宅編)

## エコポイント

### ●住宅エコポイント(旧エコポイント)のポイント発行申請受付が終了しました(戸建、リフォーム)

H21.12.8～H23.7.31に建築着工した「一戸建ての新築」のポイント発行申請受付は終了しました。<http://jutaku.eco-points.jp/>

「共同住宅等の新築」については、階数が10以下・・・H24.12.31迄、階数が11以上・・・H25.12.31迄

※ 申請期限前であっても、発行ポイント数および発行予定ポイント数の合計が予定数に達した場合は、ポイントの発行は終了です。

### ●震災復興・住宅エコポイント(新エコポイント)のポイント予約申し込み受付が終了しました(H24.7.4.9:00)

「予約通知」は、3～4週間で発送されます。受付されなかった分は、予約申込者宛に郵送でお知らせが届きます。

## ERIソリューションからのお知らせ

### ●建設住宅性能評価(既存住宅)の業務を6/1より開始しました

既存住宅の性能評価制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」に基づく制度です。  
第三者機関による性能評価を受けることで、住まいの劣化状況、不具合や性能が分かります。